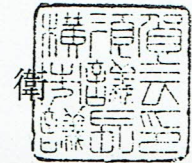


横議議第 408 号

平成 28 年 (2016 年) 11 月 21 日

横須賀市教育委員会  
委員長 荒川 由美子 様

横須賀市議会議長 板橋



条例案に対する意見について (照会)

平成 28 年第 4 回市議会定例会に提出される予定の下記条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 23 条第 2 項の規定に基づき、貴教育委員会の意見を求めます。

記

横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例 (案)  
(条例案本文は別紙のとおり)



横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務に係る職務権限の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職務権限の特例）

第2条 スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）は、市長が管理し、及び執行することとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際第2条に掲げる事務に係る法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（スポーツ推進審議会条例の一部改正）

3 スポーツ推進審議会条例（昭和39年横須賀市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

（スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行日の前日において前項の規定による改正前のスポーツ推進審議会条例第1条に規定する横須賀市スポーツ推進審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、施行日に前項の規定による改正後のスポーツ推進審議会条例（以下「新審議会条例」という。）第2条第2項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。

5 前項の規定により委嘱されたものとみなされる横須賀市スポーツ推進審議会の委員の任期は、新審議会条例第2条第3項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(体育功労者選考委員会条例の一部改正)

- 6 体育功労者選考委員会条例(平成25年横須賀市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第2条第2項中「教育委員会事務局の職員」を「市職員」に、「教育委員会が」を「市長が」に改める。

(体育功労者選考委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例の施行日の前日において前項の規定による改正前の体育功労者選考委員会条例第1条に規定する横須賀市体育功労者選考委員会(以下「旧委員会」という。)の委員である者は、施行日に前項の規定による改正後の体育功労者選考委員会条例(以下「新委員会条例」という。)第2条第2項の規定により委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。

- 8 前項の規定により委嘱され、又は任命されたものとみなされる横須賀市体育功労者選考委員会の委員の任期は、新委員会条例第2条第3項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(体育会館条例の一部改正)

- 9 体育会館条例(昭和29年横須賀市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号及び第2項、第5条、第6条第1項、第7条各号列記以外の部分並びに第9条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条第2項ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条第2号中「教育委員会」を「本市」に改め、同条第3号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第18条第3号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第23条及び第24条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第25条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表備考に関する部分第3項及び第8項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により教育に関する事務のうち市長が管理し、及び執行する事務を定めるため、この条例を制定する。